

○音更町消費者協会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この会は、消費者に対し消費についての正しい知識を啓発するとともに生産者、販売者、消費者と連携し町民の消費生活の安定向上を図ることを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 この会は、音更町消費者協会（以下「協会」という。）と称し、事務所は音更町木野西通17丁目1番地共栄コミュニティセンター1階「音更町消費生活センター」に置く。

(会員)

第3条 協会の会員は、この会の趣旨に賛同する者をもって構成する。

(事業)

第4条 協会は、第1条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 消費者のための啓発活動
- (2) 消費者問題についての情報、資料の収集、配布
- (3) 消費生活に関わる調査研究、研修、商品テスト
- (4) 消費生活相談業務（受託業務）
- (5) 会員の相互理解と親睦、交流に関する事業
- (6) その他、この会の目的達成に必要な事業

第2章 役員等

(役員)

第5条 協会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 2名（1名は会計を兼務する）
- (5) 広報部長 1名
- (6) 広報副部長 2名
- (7) 交流部長 1名
- (8) 交流副部長 2名
- (9) 啓発部長 1名
- (10) 啓発副部長 2名
- (11) 調査研究部長 1名
- (12) 調査研究副部長 2名
- (13) 監事 2名

2 協会に各部担当理事を若干名おく。

3 協会に顧問をおくことができる。

(役員の仕事)

第6条 各役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協会を代表し業務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長にことあるときは、その仕事を代行する。

- (3) 事務局長は、協会の事務全般を担当する。
  - (4) 事務局次長は、事務局長を補佐し局長にことあるときは、その職務を代行し、1名は会計を兼務する。
  - (5) 広報部長は、会報の発行、資料の配布等広報、広聴活動を担当する。
  - (6) 交流部長は、親睦交流活動全般を担当する。
  - (7) 啓発部長は、消費生活の啓発活動を担当する。
  - (8) 調査研究部長は、消費生活に関わる調査研究、研修活動を担当する。
  - (9) 各副部長は、各部長を補佐し部長にことあるときは、その職務を代行する。
  - (10) 監事は、この会の会計並びに業務遂行の状況を監査する。
- 2 各部担当理事は、各部の事業運営を担当する。
  - 3 顧問は、協会の運営方針、その他について意見を申し述べることができる。

(役員を選出)

第7条 役員は、総会で選出するものとする。

- 2 各部担当理事は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は会長が委嘱し、総会で承認を得るものとする。
- 4 会長は、役員を選任するにあたり必要と認めるときは、総会前の役員会に諮り選考委員会を設置することができる。
- 5 選考委員会は、前項の役員会で選出された若干名の委員で構成し、次期の役員候補を選出し、総会において承認を得るものとする。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

### 第3章 会議

(会議)

第9条 協会の会議は、総会、役員会、運営委員会、三役会議とする。

第10条 総会は、毎年1回定期総会を開催する。

- 2 会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、会員の3分の1をもって成立し、次の事項の議決を得なければならない。
  - (1) 事業報告及び収支決算の承認
  - (2) 事業計画及び収支予算の承認
  - (3) 規約の改廃
  - (4) その他、会長が必要と認めた事項
- 4 総会の議長は、出席会員より選出する。
- 5 総会の議決は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(諸会議)

第11条 会長は、必要に応じ次の会議を開催することができる。

- 2 役員会は、第5条で定めた役員で構成し、事業実施上の必要事項を審議する。なお、必要に応じて理事を含めた会議を開催することができる。
- 3 運営委員会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、各部長をもって構成し、会務運営上の諸事項を審議する。
- 4 三役会議は、会長、副会長、事務局長、事務局次長で構成し、必要事項を審議する。

5 同条の各項会議の議長は、会長が指名し、会議の議決は出席者の過半数をもって議決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

#### 第4章 会計

(会計年度)

第12条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、新年度総会前における義務的経費の支出は、総会の議決を待たずに支出できるものとする。

(経費)

第13条 協会の経費は、会費、補助金、その他の収入をもって充てる。

2 会員は、年額1,200円の会費を納入するものとし、退会による会費の返戻は行わない。

#### 第5章 慶弔

(慶弔)

第14条 協会の会員死亡の際は、香典として5,000円を支出する。

2 特別の場合は、会長の判断に委ねる。

附則

- 1 平成21年5月17日一部改正
- 2 平成23年4月27日一部改正
- 3 平成24年2月24日一部改正
- 4 平成26年4月20日一部改正
- 5 平成27年5月12日一部改正
- 6 平成28年4月27日一部改正
- 7 平成29年4月26日一部改正

この規約は、平成29年4月26日から施行する。